

行田羽生資源環境組合指定金融機関事務取扱規程

令和4年4月1日

告示第2号

(趣旨)

第1条 指定金融機関における行田羽生資源環境組合の公金(以下「公金」という。)の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公金の整理区分)

第2条 指定金融機関における公金の出納は、歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金に区分し、次の各号により整理しなければならない。

- (1) 歳入金及び歳出金については、年度別及び会計別
- (2) 歳入歳出外現金については、年度別及び種目別

(印鑑の作成及び印影の届出)

第3条 指定金融機関は、公金の取扱いに使用する印鑑(以下「取扱印」という。)を作成し、その印影を会計管理者に届け出なければならない。その変更のあったときも、同様とする。

(誤記訂正の方法)

第4条 公金の収納及び預金に関する帳簿、諸票等の記載事項を訂正し、又は削除するときは、その部分を訂正し、又は削除した文字を読み取ることができるよう二線を引き、上部に正書して訂正し、又は削除した者がその部分に認印を押印しなければならない。

(収納の基本手続)

第5条 指定金融機関は、公金を収納しようとするときは、管理者若しくはその委任を受けて収入に係る徴収の権限を有する者(以下「歳入徴収権者」という。)又は会計管理者若しくはその委任を受けた出納員が発した納入通知書、納付書又は納入書(以下「納入通知書等」という。)に基づき収納しなければならない。ただし、納入通知書等が次の各号のいずれかに該当するものは、当該納入通知書等による公金の収納をしてはならない。

- (1) 金額を塗抹し、又は訂正したもの

(2) 納入通知書等の各片の記載金額又は記載事項が一致していないもの

(3) 指定金融機関を納付場所として指定していないもの

2 指定金融機関は、前項の規定により納入者から公金を収納したときは、納入通知書等に取り扱印を押印し、領収書を納入者に交付するとともに収納済通知書を会計管理者に送付しなければならない。

(証券の条件等)

第6条 指定金融機関は、公金として小切手を受領するときは、当該指定金融機関が加盟している手形交換所交換加盟地域を支払地としたものでなければならない。

2 指定金融機関は、証券により公金を収納するときは、納入者をして当該証券の裏面又は該当欄に納入者の住所及び氏名を記載の上押印させなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

(証券による収納等)

第7条 指定金融機関は、前条第2項の証券を受領したときは、納入通知書等の各片に「証券受領」の表示をし、その金額が納入金額の一部であるときは、表示の傍らに証券金額を付記しなければならない。

2 指定金融機関で受領する証券は、証券金額が納入金額を超えないものでなければならない。

(指定金融機関の出納事務及び報告)

第8条 指定金融機関は、第2条の規定により毎日公金を整理し、収支日計報告書(兼現金出納簿)及び現金勘定現在高表を作成しなければならない。ただし、必要と認めるときは、指定金融機関のパソコンサービスにより行うことができる。

2 指定金融機関は、前項の規定により収支日計報告書及び現金勘定現在高表を作成したときは、翌日会計管理者に提出しなければならない。

(不渡小切手の処理)

第9条 指定金融機関において受領した小切手が不渡りとなったときは、当該不渡りとなった小切手(以下「不渡小切手」という。)に小切手法(昭和8年法律第57号)第39条の規定による証明を受け、会計管理者に報告し、当該金額をその日の収納金から控除しなければならない。

2 指定金融機関は、不渡小切手を受けたときは、速やかに納入者に対して文書に

よりその旨を通知しなければならない。

- 3 指定金融機関は、小切手により納付した納入者から不渡小切手の還付請求を受けたときは、小切手納付の際交付した領収書と引換えに還付するものとする。この場合において、小切手により納付した納入者が小切手納付の際交付した領収書を10日を経過しても提出しないときは、その不渡小切手は、本人に還付せず会計管理者に送付するものとする。

(口座振替の方法による収納手続)

第10条 指定金融機関は、預金口座を設けている納入者から納入通知書等の提示を受け、預金口座振替依頼書及び口座振替納付届により口座振替の方法により公金を納付する旨の申出を受けたときは、第5条の規定に準じて直ちに口座振替の方法により収納の手続を採らなければならない。

- 2 指定金融機関は、歳入徴収権者から口座振替に係る納入通知書等を受けたときは、記載内容を確認し、行田羽生資源環境組合名義の預金口座に振替収納しなければならない。
- 3 前項の規定による納入者の預金口座から振替収納する日(次項において「振替日」という。)は、納期限の日とする。ただし、納入者から申出があったときは、納期限の日前に振替収納することができる。
- 4 指定金融機関は、預金不足等の理由により振替日に振替収納ができないものがあるときは、その納入者に係る納入通知書等の余白にその理由を付し、口座振替通知書(兼受領書兼報告書)に添え、直ちに歳入徴収権者に送付しなければならない。

(現金支払の基本手続)

第11条 指定金融機関は、会計管理者から預金払戻請求書を受けたときは、即日当該請求書に記載の金額を受取人に現金で支払わなければならない。

(口座振替の方法による支払手続)

第12条 指定金融機関は、会計管理者から預金払戻請求書を添え、口座振替通知書を受けたときは、口座振替払込金受領書を提出し、直ちに口座振替の方法により支払の手続を採らなければならない。

(繰替払)

第13条 指定金融機関において繰替払をしたときは、指定金融機関は、当日分を種目別に取りまとめて会計管理者に報告しなければならない。

(公金の振替整理)

第14条 指定金融機関は、会計管理者から公金振替通知書を受けたときは、即日公金の振替をし、これをその日の収納金又は支払金として整理しなければならない。

(帳簿の整理)

第15条 指定金融機関は、公金の取扱いについて現金出納簿を備え、公金の整理をしなければならない。ただし、必要があるときは、補助簿を備えることができる。

(帳票等の様式)

第16条 この告示の施行について必要な帳票等の様式は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。